



2017全日本ロードレース選手権シリーズ第3戦
SUGO スーパーバイク120マイル耐久レース
“コカ・コーラ”鈴鹿8耐第40回記念大会 出場選抜レース
8耐トライアウト2ndステージ
【JSB1000クラス】

大会特別規則

5月11日(木) 特別スポーツ走行

5月12日(金) ART走行/公式車検

5月13日(土) 公式予選

5月14日(日) 決勝レース52周

4月17日改定

第14条車両重量の記述削除

公 示

株式会社菅生・SUGOスポーツクラブ／一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会は 2017年5月13日～5月14日、宮城県・スポーツランドSUGOにおいて、全日本ロードレース選手権第3戦SUGOスーパーバイク120マイル耐久レースを開催する。

本大会JSB1000クラスは耐久レースとして以下の本競技会大会特別規則を適用し開催される。本特別規則に述べられていない内容については、2017年MFJ国内競技規則が適用される。本特別規則とMFJ国内競技規則の内容が相反する場合は本規則を優先する。

第1章 総則

第1条 競技会の名称

全日本ロードレース選手権第3戦 SUGOスーパーバイク120マイル耐久レース
“コカ・コーラ” 鈴鹿8耐第40回記念大会 出場選抜レース
(FIM・MFJ 公認・国際競技会)

第2条 主催者

株式会社菅生・SUGOスポーツクラブ
一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会

第3条 後援

スポーツ庁
観光庁
公益社団法人宮城県観光連盟
村田町
河北新報社

第4条 大会会長

大会会長 多田 栄治

第5条 大会審査委員会

審査委員長 加藤 稔
審査委員 杉本 五十洋
審査委員 百井 明

第6条 大会組織委員会

組織委員長 高橋 吉男
組織委員 隠岐 直広 (MFJ常勤理事)
組織委員 鈴木 澄夫

第7条 大会競技役員

大会公式プログラムに記す。

第8条 開催場所

スポーツランドSUGO インターナショナルレーシングコース

第9条 開催日

2017年 5月11日(木) 特別スポーツ走行
5月12日(金) 選手受付/公式車検/特別スポーツ走行 /ART走行
5月13日(土) 計時予選
5月14日(日) ウォームアップ走行/決勝レース

※その他の詳細なスケジュールについては公式通知に示す。

第10条 レース距離／決勝出場台数

1) レース距離：120マイル（52周・194km）

※ウエットコンディションの場合は周回数を46周・171kmとする場合がある。

※天候、その他の理由により周回数を減算する場合がある。

周回数変更の場合は、サイティングラップ開始30分前までに発表される。

- ※天候、その他の理由により赤旗を提示する場合がある。
2) 決勝出走台数は40台とする。(全て計時予選にて選出)

第2章 参加申込

第11条 参加者

- 1) ライダーは有効なMFJ国際ライセンスを保持していること。
- 2) 外国からの参加者は所属FMNの発給するFIMロードレースインターナショナルライセンスおよびFMNが発行する本大会への出場許可証を必要とする。
- 3) 本大会に限りJSB1000と他のクラスのダブルエントリーが許可される。

第12条 参加申込

- 1) 参加申込受付期間
開始 2017年4月5日(水)
締切 2017年4月14日(金)
- 2) 2017年全日本JSB1000クラスに年間エントリーしているライダー(チーム・エントラント)は、ライダーの追加が無い限り、改めて参加申込の必要は無い。但し、ライダーを追加登録する場合は、専用の「ライダー追加登録用紙(2017SUGO特別様式-1)」に必要事項を記入し、上記期間内にART事務局を通じて主催者に提出する事。※ライダー追加登録料は必要としない。
- 3) スポットエントリーを行うチームは専用の「スポット参加申込用紙(2017SUGO特別様式-2)」に必要事項を記入し、上記期間内に参加料を添えて主催者に直接申込を行う事。

第13条 参加料

参加料は以下の通りとする。

スポット参戦チーム： ライダー1名登録 30,800円
ライダー2名登録 46,200円

第3章 参加車両・燃料規定

第14条 参加車両

車両規則は2017年度MFJ国内競技規則、付則8 JSB1000技術仕様(159頁~179頁)を適用するが以下項目は本特別規則を適用する。

燃料タンク・**車両重量(削除)**はFIM世界耐久選手権規則(2016-2017)及び、2016鈴鹿8時間耐久ロードレース大会特別規則で認められたものを使用することができる。

第15条 タイヤ使用本数規定

- 1) 予選時のタイヤの使用本数は2セットとし、詳細は2017年MFJ国内競技規則付則5全日本選手権大会特別規則(22項 2-1 124頁)が適用される
- 2) 決勝時のタイヤ本数は制限されない。

第4章 ライダー・ピット要員

第16条 ライダーの指名登録と変更

- 1) 参加申込時に参加車両1台につき、1名または2名のライダーを登録することができる。
- 2) 第1ライダー、第2ライダーは、他チームと重複して登録できない。
- 3) 計測用発信器は、各チーム1個の割当てを基本とする。スペアマシンへの発信器の配布は行わない。但し、**ライダー2名登録チームにのみ**、予選時専用発信機を追加配布する。この追加発信機は予選中の第2ライダー専用とし、第2ライダーが走行する際には、必ずこの専用発信機に付け替えて走行しなければならない。
また、第2ライダー専用発信機は、**予選終了後に事務局へ速やかに返却する事**。
尚、決勝レース中のライダー交代管理はピットオフィシャルが行う事とする。

第17条 ピット要員

- 1) 1チームに対して8名までのピットクルーの登録が認められる。
- 2) ピットイン時に同時に作業できるピットクルーの人数は本規則25条による。
- 3) 年間エントリーチームでピットクルー登録が8名に満たないチームの場合は、ピットクルー追加登録を認める。当該大会他クラスで既に登録されているピットクルーの追加も認める。ピットクルーに変更・追加がある場合2017SUGO特別様式-3を提出する事。
スポット参加者でピットクルーに変更追加がある場合2017SUGO特別様式-4を提出すること。

第5章ピットの使用

予選、決勝時においてピットボックスが割り当てられていないチームについては、主催者が指定するピット前に機材を置き、作業をすることが出来る。ピット割当ては公式通知で発表される。

第6章 予選方法

第18条 計時予選

- 1) 計時予選は第1ライダー、第2ライダー混合にて行われる。(第1ライダー、第2ライダー別の公式予選ではない。) 但し、各チームにおいてコース上で走行できる車両は1台とする。複数のマシンをコースインさせることはできない。
第2ライダー走行の際は、必ず第2ライダー専用発信器を取り付ける事。
- 2) 予選通過基準タイムは上位3チームのトップタイムの平均115%以内とする。
計時予選義務周回数設定しないが、予選通過基準ラップタイムをクリアできなかったライダーは決勝レースを走ることはできない。
- 3) 予選順位を決定するために用いられる各チームのタイムは、第1、第2ライダーが計時予選で記録したチーム内で最も速いタイムとする。
- 4) ベストラップタイムが同じ場合はチーム内で2番目に速いタイムを比較し順位を決定する。
スターティンググリッドは計時予選の結果により上位から40台によって構成される。
- 5) 「計時予選」「ウォームアップ走行(日曜日)」において正登録車両とスペアカーをピット前に持ち込み交互に使用することが認められる。

第7章 スタート

第19条 スタート

- 1) スタート方式について
スタート方法はル・マン式とし、各ライダーのスタート位置は公式予選のタイム順とする。
- 2) スタート進行について
 - ①サイティングラップはピットレーン出口がグリーンシグナル点灯により開始される。
カウントダウンボードが残り時間を提示している間に、ライダーは、ピットレーンを通じた上で、サイティングラップを1周以上行う事が出来る。その際ピットレーン上では調整作業、ならびに給油を行う事が認められる。また一旦グリッドについても時間内でピットレーン出口が開いていればオフィシャルの誘導のもと、車両をピットレーンに運び出し、再走行することは可能とする。
尚、スタートセレモニーグリッドキッズ手順については参加受理書に同封される
「別紙：スタート前セレモニー 開催ご協力依頼」を参照。
 - ②ウォームアップラップスタート5分前までは正規のグリッドに着く事ができる。
 - ③ウォームアップラップスタート3分前よりフラッグタワーにてカウントダウンが開始される。
 - ④ウォームアップラップスタート3分前の表示が出たらグリッド上のマシンのタイヤウォーマーはすみやかに取り外さなくてはならない。スタートライダーと車両を支えるアシスト員1名、エアバッグ要員1名以外はコース上より退去し、ピットロード作業エリアまで下がること。(ピットクルーのサインエリア入場はスタート後全車両1コーナーをクリアしてからとする) 3分前表示以降のスターティンググリッドでの作業はできない。作業を続ける場合は、ピットレーンに戻らなければならない。
 - ⑤ウォームアップラップスタートはフラッグタワーからのグリーンフラッグ(グリーンシグナル)にて開始される。1周のウォームアップラップを行った後、各自グリッドへ車両を整列させる。ウォームアップラップを行った後にピットインしたライダーは、ピットエンドに待機し、全車1コーナー通過後コースインが許可される。その際はオフィシャルの指示に従いスタートすること。
 - ⑥スタートライダーは(グランドスタンド側)グリーン上に移動しスタートの合図を待つこと。車両を支えるアシスト員1名は車両後部を支えてスタートの合図を待つこと。
アシスト員、エアバッグ要員はヘルメットの着用を義務とする。アシスト員がライダーの場合はライディングスーツを着用する事が望ましい。
マシンとライダーの整列が完了した時点で、決勝スタート1分前のカウントダウンが開始される。
 - ⑦スタートの合図はフラッグタワーのシグナル、または日章旗とし、スタートライダーはコースを横断し自分の車両に駆け寄りスタートする。
 - ⑧エンジンはスタートライダーが単独でエンジンを始動してスタートすること。これに違反(押しがけ、他の協力を得て始動)したチームにはペナルティが科せられる。
 - ⑨自力でスタートが不可能となった者は、全車両通過後オフィシャルの協力を得てスタートを試みることができる。エンジンが始動しない場合はオフィシャルの指示によりピットに戻り、ピット

からスタートとなる。

第8章 走行中の遵守事項

第20条 停止

転倒、トラブル等でコースサイドに停止し、自走でピットに復帰できない場合、コースサイドを押してピットに戻ることは禁止する。

第21条 プラクティスおよびレース中の行為

- 1) 走行中、第2ライダーに登録されたライダーは必ず両腕上部に黄色いライダー腕章を着用しなければならない。
- 2) ライダーはコース上、またはピットレーンにおいて、他の競技者、参加者に危険をおよぼさないライディングをしなくてはならない。この規則に違反した場合は、以下のペナルティの対象となる。「罰金」「ストップ&ゴー」「失格」
- 3) ライダーはコース、およびピットレーンのみを使用することができる。但しライダーが誤ってコースを外れてしまった場合、当該ライダーはマーシャルの指示した場所、または自分の有利とならない場所からコースに復帰することができる。プラクティス中にこの規則に違反した場合には、当該ラップのラップタイムが無効となり、レース中にこの規則に違反した場合にはストップ・アンド・ゴーペナルティが科される。更なるペナルティ（罰金、失格等）が科される場合がある。

第22条 ピットイン

- 1) 決勝レース中**最低1回のピットインを義務とする**。ピットインとは自ピット前作業エリア内で**エンジンを停止**しスタンドを掛け前輪、後輪何れかが路面より離れた状態を指す。
- 2) 予め決勝レースの距離が短縮された場合もピットイン1回義務の規則を採用する。
- 3) ピットインを完了せずレースが終了した場合（赤旗終了の場合も含む）、レースタイムに60秒加算のペナルティを科す。
- 4) 一度スタートした決勝レースが、天候その他の理由により赤旗で中断し、その後レースが再スタートされた場合は何れかのレースで1回ピットインを行えば良い。
- 5) 決勝レースが赤旗となり競技結果が3周以上2/3(小数点以下切り捨て)未満で再レースが行われる場合、「ピットイン」について下記のように定める。
 - ①ピットイン完了の定義
赤旗提示時にコース上を走行しており、既にピットインを完了しているチームは赤旗提示時の周回数に関わらずピットインを完了したものとみなす。
 - ②コース上の定義
ピットレーン出口の白線を越えてコース上にいる事を指す。
 - ③第2レースのスターティンググリッドは、第1レース結果によるものとする。
 - ④第2レースのスタートライダー
赤旗提示された時にコース上を走行していたライダーとする。
赤旗提示された時にピットロード・ピットレーンにいるチームはピットインしてきたライダーとする。

第23条 ライダー交替

決勝レース中の連続走行時間については制限しない。ライダー交替の義務付けも行わない。
ライダー交代の場合はエンジンを停止しスタンドを掛け前輪、後輪何れかが路面より離れた状態にする事。

第9章 車両修理とピット作業

第24条 車両修理

決勝レースおよび計時予選中の車両の修理、調整、部品交換などは、競技車両に積み込んである部品と工具、あるいはピットに準備してある部品と工具によって行わなければならない。

第25条 ピット作業

- 1) ピットインの際、監督は1ラップ～3ラップ前にオフィシャルに届出をすることを必要とする。
※転倒、トラブルによる緊急ピットインはこの限りではない。
ピットインした車両は必ずエンジンを停止させなければならない。
- 2) ピット作業時においてライダーは車両から降りていなければならない。
- 3) 決勝レース中のピットレーン作業エリアにおける各チーム車両に対するピット作業規定を以下の通りとする。

- ①同時に車両に触れて作業を行える人員は4名とする。
- ②ピット作業を終えた後の給油作業に備え、ピット作業が行われている間に許可された人数の燃料補給作業要員ならびに給油装置が車両に触れない事を条件に車両に接近してスタンバイする事が出来る。このピット要員はオフィシャルからの指示があった場合車両との間に適切な距離を確保しなければならない。
- ③燃料補給時、作業に携わる全員（補給用具を接続している要員と消火器待機要員の最低2名）は本特別規則：第26条、9）に準じた服装、装備を備えていなければならない。
- 4) タイヤ交換を行う場合、登録されたピットクルーまたは登録されたライダー以外の者からの援助を一切受けることなく作業をしなければならない。また外したタイヤをピット作業エリア外へ投げ等々の危険行為を禁止する。交換予定のタイヤ及び交換済みのタイヤを作業エリアで取り扱う場合、登録されたピットクルーが保持するか平置きまたは容易に転がらない対策をし、タイヤが常に安定した状態を保たなければならない。ピット監視オフィシャルが不安定な状態と判断した場合はペナルティーを科す対象となる場合がある。
- 5) 燃料補給およびその他作業をする場合は、前輪または後輪を固定しライダーおよびメカニックが支えなくても、車両が固定される様にしなければならない。また、前輪か後輪が確実に路面から離れていること。
- 6) 電動及びエア工具の使用は認められる。
- 7) 外部、内蔵を問わず、電動及びエアジャッキの使用は禁止される。
- 8) 1回のピットインで出来る作業の制限は設けない。
- 9) 燃料補給はマシンの他の作業全てが終了し、ライダーがマシンを再スタートさせる前に行わなければならない。

第26条 決勝レース中における燃料補給

- 1) 燃料補給とは、給油装置の燃料キャップを開いた状態を指す。但し給油口保護具のカバーを開ける行為は燃料補給作業には当たらない。
- 2) 決勝レース中の車両への燃料補給は、一般市販の金属製携行缶か、ハンディタイプの金属製自然落差式給油装置からの補給方法で行うこと。ただしピットロードよりタンク上面までの高さは2.5mまでとし、それ以上に上げてはならない。やぐらを使用する固定式給油装置は禁止され、携行式給油装置のみ使用が認められる。
- 3) 給油装置は補給監査委員に許可を受けることとし、許可を受けた給油装置を使用すること。
- 4) フューエルフィルターキャップの改造は認められる。
- 5) 燃料は、マシンに固定されたひとつのタンクに入れられるものとする。シートタンク、補助タンクは禁止する。また給油のために簡単に脱着出来る取り替えタンクを使用することは禁止する。
- 6) 燃料補給中はそれ以外のすべての作業は禁止される。（スクリーン清掃等も含む）
- 7) 燃料補給中ピット要員1名は必ず消火器（消火器については、監督、サインマンのいずれか1名により代行してもよいものとする）を持って作業中待機していなければならない。また、こぼれた燃料、オイル等は必ず拭きとらなければならない。
- 8) 消火器は各チームの責任において以下の基準を満たす物を必ず準備すること。
 内容量：ABC 粉末消火器…3kg 以上
 中性強化液消火器…6.0 リットル以上
 二酸化炭素消火器…4.6kg 以上
 ※消火器は必ず正常に作動するものを準備すること。
 ※主催者がピット等に準備してある消火器は使用できない。使用した場合は15,000円を徴収する。
- 9) 燃料補給時には、補給作業に携わる全員（補給用具を接続している要員と、消火器待機要員の最低2名）が眼の保護具ならびに適切な防火服を着用することを義務付ける。ここでいう眼の保護具とは、シールド付きフルフェイスヘルメットならびに、一般にいわれるゴーグルタイプの物とし、モトクロス用や、スキー用のゴーグルの使用は認められるが、眼鏡タイプ（サングラス等）の使用は認められない。また、適切な防火服とは、ノーメックス製あるいはそれと同等以上の防火加工を施してある長袖・長ズボンの服（4輪用レーシングスーツや耐火型作業ツナギ等）を強く推奨するが、最低限コットン100%の燃料補給作業服に防水スプレー類を噴いたものを使用すること。着用する靴は肌が露出するサンダル等は禁止される。グローブについても、最低限皮製グローブの着用が義務付けられる。（ノーメックス製あるいは、それと同等以上の耐火性能を持つ）グローブの装着が望ましい。（ライダー用グローブ・作業用軍手は禁止とする。）
- 10) 燃料補給中エンジンを停止していなければならない。

第27条 競技の中断

- 1) レースの一時停止（赤旗中断及びレースの中立化）並びに再スタートの手順については国内競技規則「付則4」23項～24項（108頁～111頁）を適用する。
- 2) 赤旗提示によりレースが中断され、競技車両が各自ピット前作業エリアへ戻った場合、**レースディレクションの許可なく競技車両への給油や修復作業を行う事を禁止する。**
- 3) セーフティーカー導入の練習が行われる場合は金曜日のART走行時に行われる。

第11章 レース終了と順位の決定

第28条 レース終了

- 1) 決勝レースは規定周回数を完了した時点で、先頭車両に対しチェッカーフラッグが振られる。
- 2) 順位の設定はチェッカー優先とする。
- 3) ウエット時の場合は周回数が減算される場合がある。

第12章 ポイント及び賞典

第29条 全日本ランキングポイント

- 1) 国内競技規則「付則5」19項19-5に基づき耐久ボーナスポイントとして10点が加算される。但しライダーが2名の場合、**決勝レースに於ける走行実績が10周未満の場合通常ポイントおよび耐久ボーナスポイントは付与されない。赤旗中断もしくはその他の理由により周回数が減算されレースが成立した場合も10周未満の場合はポイント付与の対象とならない。**またポイントが与えられたライダーが別々のJSB1000年間登録チームに所属する場合、各々のチームに対してチームランキングポイントが与えられる。
- 2) 競技が3周未満で打ち切られた場合は予選を通過したライダーに予選結果に基づくポイントが与えられる。

第30条 賞金 出走したチーム（エントリー）に対しての支払いとなる。

優勝 トロフィー	800,000円
2位	500,000円
3位	350,000円
4位	250,000円
5位	200,000円
6位	150,000円
7位	120,000円
8位	100,000円
9位	90,000円
10位	80,000円
11位	70,000円
12位	60,000円
13位	50,000円
14位	40,000円
15位	30,000円

* エントリー台数による賞金支払い順位基準

40台以上	15位
30～39台	12位
25～29台	10位
20～24台	8位
15～19台	6位
11～14台	4位
6～10台	3位
5台以下	1位

※PP賞	100,000円
※LAP賞総額	200,000円